

図書館等複合施設内カフェ運営事業者公募型プロポーザル 参加表明書及び企画提案書等に関する質問書に対する回答

令和5年4月21日回答

受付期間：令和5年3月24日（金）～4月14日（金）

No.	資料名	別紙・様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
1	実施要領	—	5	7 (2)	出店条件	提供する品目及び価格の報告についてはどこまでの報告を義務付けでしょうか。価格に関しては可能と思いますが、使用品目の終売等で切り替わることが多くあります。そうした使用商品の切り替え等の場合も報告の対象でしょうか。	詳細については、運営事業者の意向も踏まえながら協議のうえ決定するものとします。
2	実施要領	—	6	7 (2)	出店条件	「施設内への飲料の持ち込みや、水分補給を認めることとし、食事については、カフェスペース以外もエリアを限定し認める方向で管理運営計画を検討している。カフェ専用客席については、運営事業者の意向も踏まえ、本市と協議のうえ、決定するものとする。」について、カフェスペース（食アンカー）はカフェ利用者以外の方も持ち込みの利用を認めるということでしょうか。また客席（ホール）部分については小千谷市の持ち物という見解でお間違いないでしょうか。	前段について、カフェ専用客席の設定は、カフェ運営の重要な要素と考えており、運営事業者のご意向（ご提案）を最大限配慮しながら協議のうえ決定したいと思います。 後段について、お見込みとおりですが、カフェスペース（食アンカー）全体が本市の所有であり、厨房・バックヤード部分を民間事業者に貸し付ける条件としています。
3	実施要領	—	7	8 (2)	契約条件	貸付料の下限が書いてありますが、こちらは小千谷市とお話合いの機会があると考えてお間違いないでしょうか。	下限額を年額 240,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、貸付料をご提案ください。応募者提案額を貸付料とします。なお、プロポーザル方式は、貸付料の競い合いではなく、貸付料も含めた提案内容全体で最優秀提案者を決定するものですのでご注意ください。

以上